

京都市はぐくみプラン(案)「施策の体系」における主な取組の概要

No.	取組名	概要
1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長		
(1) 母子保健		
ア 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり		
1	区役所・支所子どもはぐくみ室(子育て世代包括支援センター)機能の充実	子どもに関する相談にワンストップで対応する区役所・支所子どもはぐくみ室(子育て世代包括支援センター)が、子育て家庭の最も身近な相談先として、地域の関係機関と連携しながら、妊娠前から18歳に至るまでのすべての子どもと子育て家庭を対象とした切れ目ない支援に取り組みます。
2	妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実(口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。)	妊産婦やその家族が安心して妊娠・出産・育児の時期を過ごせるよう、妊産婦健康診査の受診勧奨や、区役所・支所子どもはぐくみ室における健康教室等を通じた情報提供等により、健康に関する意識の向上を図ります。
3	医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進	妊産婦や子育て家庭と関わる機会が多い医療機関等との連携を通じて、養育支援を特に必要とする家庭を早期に発見し、速やかに継続支援を行うことにより、児童虐待を未然に防止し、乳幼児の健全な育成を図ります。
4	不妊に係る支援の充実	不妊治療を受けている夫婦等の相談や交流会を開催し、不妊等に関する悩みを持つ方の不安軽減を図るとともに、不育症や男性不妊も含めた治療費助成を行います。
イ 産後ケアと育児不安を軽減するための支援の推進		
5	産後ケアの推進(スマイルママ・ホッと事業・産婦健診ホッとサポート等)	出産直後は母親の心身が最も不安定な時期であるため、産後も地域で安心して子育てできるよう、産婦健康診査費用の助成と、産婦健診の結果に応じた医療機関等との連携を行うと共に、産科医療機関・助産所でのショートステイ・デイケアを通じて、母親の心身のケアや育児サポート等の支援を行います。
6	妊産婦とその家族を対象とした妊娠・出産・育児に係る情報発信の充実	妊産婦とその家族が安心して妊娠・出産・育児の時期を過ごし、子どもが健やかに成長発達できるよう、妊娠・出産・育児に必要な情報の効果的な発信を行います。
7	妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実(口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。) 【再掲】	No.2の再掲
8	医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進 【再掲】	No.3の再掲
(2) 乳幼児期の子育て支援		
ア 乳幼児の健やかな発育・発達のための支援の推進		
9	区役所・支所子どもはぐくみ室(子育て世代包括支援センター)機能の充実 【再掲】	No.1の再掲
10	新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施	子育ての孤立化を防ぐため、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭については適切なサービスにつなぎます。

No.	取組名	概要
11	乳幼児健康診査の充実 (疾病スクリーニング等の 精度管理を含む。)	子どもの成長発達の重要な節目の時期に乳幼児健康診査を行い、疾病を早期発見するとともに、すべての子どもの健やかな成長・発達のために、必要な情報の提供と適切な支援を行います。また、疾病を早期発見するスクリーニング機能の有効性を定期的に評価することで、乳幼児健康診査の質の向上に努めます。
12	心理発達に課題を抱える 子どもへの支援の充実	区役所・支所子どもはぐくみ室における子どもの心理発達に関する相談対応や、乳幼児健康診査、健康教室等を通じ、子どもの心理発達に課題や不安を抱える家庭の相談対応を推進します。
13	児童虐待対策の機能強化	すべての子どもを児童虐待から守るため、児童相談所及び各区役所・支所子どもはぐくみ室のこれまでの取組や強みを活かし、それぞれの機関における支援等の充実を図るとともに、専門性の向上と、より一層の連携強化を図ります。
14	乳幼児の健康情報の利活用 に向けた取組の推進	乳幼児健康診査等の健康情報をシステムに登録し、一括管理することで、区役所・支所子どもはぐくみ室における相談対応や継続支援に活用します。
15	京都版ブックスタート事業 の実施	8箇月児健康診査を受診した子ども1人につき、絵本と再利用可能な手提げ袋等を合わせた「読み聞かせスタートパック」を贈呈すると共に、地域の書店や図書館等と連携することで、親子が絵本と触れ合い、親しむきっかけづくりを応援します。
イ 乳幼児や子育て家庭の健やかな成長のための場づくり		
16	地域子育て支援拠点事業 の推進	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等の緩和、子どもの健やかな育ちを支援します。
17	地域に開かれた施設運営 の一層の推進(幼稚園、保 育園、認定こども園等)	地域の子育て支援や、家庭や地域における子育て機能の向上を目指すため、幼稚園、保育園、認定こども園等において、園庭開放等による親子の居場所づくりや、幼児・保護者同士の交流促進、子育ての悩み相談などの子育て支援の事業を実施します。
18	身近な地域の子育て支援 施設の連携強化(地域子 育て支援ステーション事 業)	京都市内のすべての児童館、保育園(所)及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定し、これらの施設の子育てに関する知識や経験、主任児童委員等の地域の様々な社会資源を活用することにより、地域の育児力の向上を図るとともに、関係機関と連携して、児童に対する適切な援助及び子育て家庭への支援につなげます。
19	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業) の推進	有償ボランティアが援助を受けたい方の子育てを支援する、住民相互の援助活動を推進します。
20	子育てサロンや子育て サークル等の活動支援	子育てサロンや子育てサークルが抱えるさまざまな課題の解決に向けた支援を実施するため、子育てサロン等にアドバイザーを派遣し、成功事例やノウハウ伝達・助言を行うなど、地域において気軽に参加できる子育てサロン等の活動を活性化します。

No.	取組名	概要
ウ 子どもの病気や事故に対応できる体制の充実		
21	子どもの事故や病気に関する知識や技術の普及啓発	家庭や地域における子どもの事故を防止するため、関係機関等と連携し、事故予防対策について普及啓発を行います。また、子どもが病気にかかった際に、医療機関への受診の可否の判断等、病気への対応を保護者自ら行えるよう、知識や技術の普及啓発を行います。
22	休日・夜間(深夜帯含む)・平日準夜帯の医療体制確保	容態の急変しやすい小児の救急医療に対応し、子どもがいつでも安心して医療サービスを受けることができるよう、引き続き、小児科の初期救急医療における診療体制を確保します。
23	子育て支援施設における事故予防の推進	子育て支援施設に対して、指導や研修会の開催、周知・啓発等を行うとともに、事故予防マニュアルの作成・運用や事故が起きた際の事故報告書の提出を求めることにより、安全対策を徹底します。
(3) 幼児教育・保育		
ア 幼児教育・保育の提供体制の確保及び質の向上		
24	保育所待機児童ゼロの継続	「京都市子ども・子育て支援事業計画」に定める幼児教育・保育提供体制の確保や、保育の担い手確保の取組等により保育ニーズに応えることで、年度当初における国定義の保育所待機児童ゼロの継続に努めます。
25	既存施設の活用等による保育所定員(受入児童数)の拡大	「京都市子ども・子育て支援事業計画」に定める保育提供体制を確保するため、保育園(所)、認定こども園及び幼稚園など地域の既存施設の活用等により児童受入枠の拡大を図ります。
26	幼稚園における預かり保育の推進	保護者の子育てを支援するため、幼稚園における通常の教育時間の前後や夏期休業期間中などに実施する預かり保育を推進します。
27	私立幼稚園における2歳児接続保育の推進	保護者の就労等を支援するため、国が定める一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)の基準を満たす形で、保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる私立幼稚園に対し、保護者負担の軽減等に要する経費を助成します。
28	保育の担い手確保の総合的な取組の推進	保育士資格の新規取得者の確保、潜在保育士の再就職支援及び保育士の就業継続支援の3つの観点から、関係機関との連携により、総合的に保育の担い手確保の取組を推進します。
29	総合的な担い手確保に取り組む「京都市保育人材サポートセンター」による支援の実施	潜在保育士などの求職者と保育園等の双方のニーズを踏まえ、勤務条件の調整やあっせんなどのきめ細かな支援を行い、保育の担い手の確保を図ります。
30	キャリアアップ研修の実施	幼児教育・保育の質の維持・向上のため、国のガイドラインに基づき、関係団体との連携により、保育士等の職位や職務内容等を踏まえた専門性の向上を図るための研修を実施します。
31	保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と処遇改善の維持・向上	京都ならではの質の高い幼児教育・保育を実施するため、保育園(所)等における国の基準を上回る保育士の配置及び処遇改善について、維持・向上を図ります。

No.	取組名	概要
32	区役所・支所子どもはぐくみ室を中心とした利用調整及び利用者支援の実施	利用者が自らのニーズに合う施設を選択できるよう、市民にとって身近な相談機関である子どもはぐくみ室において、地域の幼児教育・保育施設の情報提供、保育の利用調整等、利用者の視点に立ったきめ細かな支援を行います。
33	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施	2019(令和元)年10月からの幼児教育・保育の無償化について、保護者の利便性の向上や幼稚園等の事務負担の軽減の観点を踏まえ、関係団体との連携のもと、円滑な実施に努めます。
34	公・民の役割分担を踏まえた市営保育所の民間移管	公・民の役割分担を踏まえ、増加かつ多様化する保育ニーズに応えるため、一部の市営保育所の民間保育園への移管に取り組みます。
35	小学校就学前施設と小学校の連携・接続による子どもの学びと育ちの共有	小学校就学前施設と小学校が一人ひとりの子どもの学びと育ちを共有し、引き継ぐため、就学前施設から小学校に提出される子ども一人ひとりの要録の有効活用を推進するとともに、子どもに関して共有する項目や引継時期の標準化などに取り組みます。
36	小学校就学前施設と小学校の子どもとの交流	小学校就学前施設と小学校がともに連携・協力して子ども同士の交流に取り組めるよう、好事例や交流のねらいと期待する効果等を周知・発信し、子どもの交流を促進します。
37	小学校就学前施設と小学校の、教職員、保育士の交流及び研修の充実	小学校就学前施設と小学校の教職員、保育士の顔の見える関係づくりを促進し、相互理解を深め、全市的な教育・保育の質の向上を図るため、好事例や交流のねらいと期待する効果等を周知・発信し、保幼小合同研修等の充実を図ります。
イ 多様な幼児教育・保育の提供と質の向上		
38	保育園(所)等における一時預かり事業(一般型)の実施	保護者の傷病等、多様なニーズに対応し、子どもの一時的な保育を行う、保育園(所)等における一時預かり事業(一般型)について、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、受入児童数を拡充します。
39	病児・病後児保育の実施	一時的に病气中や病气回復期にある子どもの保育を行う、病児・病後児保育事業について、「京都市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域的なバランスを考慮して提供体制を拡充します。
40	医療的ケア児保育支援事業の実施	保育園等において、医療的ケアが必要な子どもの受入を推進するため、保育園等に対し、看護師の人件費等を補助します。
41	幼稚園、保育園(所)、認定こども園等における障害のある子どもの受入の推進	障害のある子どもが地域の身近な幼児教育・保育施設で教育・保育を受けられるよう、受入体制の整備を図るとともに、保育園等に積極的に受入の促進を働きかけることで、更なる受入の拡充を図ります。
42	障害のある子どもの保育に関する職員研修の充実	障害のある子どもの受入を促進するため、関係団体と連携しながら、保育園等を対象とした障害のある子どもの保育に関する研修を充実し、保育士等の資質向上を図ります。

No.	取組名	概要
43	食事の提供や食育の取組に関する研修、巡回等による相談業務の充実	食事の提供や食育の取組に関する研修、巡回等による保育園(所)等への給食指導等に関する相談業務を充実します。
44	関係機関との連携による被虐待児及び保護者に対する支援の強化	保育園(所)等と各区役所・支所子どもはぐみ室、児童相談所等において、保育を利用する被虐待児に係る対応について連携を図り、子ども及び保護者に対する支援を強化します。
45	保育園(所)等における食物アレルギー児の受入の促進及び安全対応の徹底	保育園(所)等において、食物アレルギーのある子どもや障害のある子ども、体調不良の子どもなど個別対応を必要とする子どもに対して、きめ細かな食事の提供等を行うとともに、食物アレルギー等に関する相談業務の充実により、受入の促進及び安全対応の徹底を図ります。
(4)子どもの教育環境		
ア 学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちが夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を育む教育の推進		
46	質の高い幼児教育と、保幼小の連携・接続の推進	一人ひとりの発達に応じた、子どもが自発的、意欲的に関われる環境づくりや豊かな遊びの場の提供を通じ、幼児教育の充実を図るとともに、就学前施設と小学校において、子どもの学びと育ちの共有、子ども同士の交流及び教職員・保育士の交流・研修を推進します。
47	保護者、地域と進める小中一貫教育の充実・推進	「京都市小中一貫教育ガイドライン」に基づき、全中学校区において、校区の状況に応じ、9年間を見通した計画的・系統的な一貫教育を学校、保護者、地域が一体となって行うとともに、小中学校合同による学校運営協議会設置の拡大を図ります。
48	学力向上に向けた取組の推進(小中一貫学習支援プログラム・少人数教育・未来型教育モデルの推進等)	予習・テスト・復習を1サイクルとして小中学校通して継続的に取り組む小中一貫の学習支援プログラムや、少人数教育の推進、AI技術を活用した授業研究等、確かな学力の育成に向けた取組を進めます。
49	インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニーズに応じた教育の推進	児童生徒の障害の重度・複雑化・多様化や、発達障害等支援を必要とする子ども、医療的ケアが必要な子どもの増加のもと、一人一人に応じたきめ細かな教育を推進するために、看護師、総合育成支援員の配置やICT技術の活用など必要な指導・支援、教育環境の充実を図ります。
50	市立高校の更なる改革と特色ある教育活動の推進	「新定時制高校」や「新普通科系高校」の創設、銅駝美術工芸高校の京都市立芸術大学との合築等、市立高校改革の着実な推進を図ります。また、各校の多彩な教育活動を一層充実し、生徒・保護者や社会のニーズに沿った魅力あふれる高校として更なる発展を目指します。
51	京都ならではの伝統文化教育や環境教育、読書活動の推進	京都に息づく伝統文化等に触れる活動の充実を図り、わが国の伝統と文化を理解し、それらを尊重する態度を育成します。また、本市独自の環境学習施設の活用、全小・中学校でのSDGsの視点を盛り込んだ「新・環境宣言」の策定など、環境教育の深化を図ります。さらに、「第4次京都市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちの読書環境の充実を図ります。

No.	取組名	概要
52	子どもの規範意識を育む取組の推進(道徳教育・自然体験活動等)	学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。また、仲間との集団生活や自然の中での体験活動などを通して、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育みます。
53	いじめ・不登校の未然防止と早期発見・解決に向けた取組の推進	「いじめの防止等に関する条例」等に基づく取組を推進するとともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実や不登校児童生徒の居場所づくり、学習支援に取り組みます。
54	食育・健康教育, 体力向上の取組の推進	心身の健康の保持増進を目指して、望ましい食習慣等を育む食育の推進や、エイズや性感染症, また薬物乱用防止に関する正しい知識と理解を深める等, 児童生徒の発達段階に応じた指導を推進します。また, 体育学習のより一層の充実や部活動ガイドラインに基づいた運動部活動の実施等により子どもの体力向上に向けた取組を推進します。
55	社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進	児童生徒の社会的・職業的自立に向け, 教科学習との連携のもと, 生き方探究教育に係る体験学習「スチューデントシティ・ファイナンスパーク学習」, 「京都モノづくりの殿堂・工房学習」及び「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業等を実施し, 社会の中で自分の役割を果たしながら, 自分らしい生き方を実現できる力を養う取組を推進します。
56	多文化共生に向けた取組の推進(学校における日本語指導等)	日本語の理解が十分でない外国にルーツを持つ児童生徒等の増加傾向を踏まえ, 巡回指導を担当する教員, 母語支援員を配置し, 受入時に迅速かつ的確に対応できる新たな体制づくりを進めます。
イ 新しい教育ニーズに応える持続可能で安全・安心な教育環境の整備		
57	京都市学校施設マネジメント計画に基づいた学校施設の安全確保, 長寿命化改修や防災機能強化	長寿命化と予防保全工事の実施などにより, 中長期的なトータルコストの縮減・予算の平準化を図りながら, 校舎等の環境に配慮した改修, 体育館・プールの防災機能強化等整備事業, 快適トイレ整備事業など計画的な施設整備・維持管理を進めます。
58	新しい教育内容に即した施設・設備充実等の推進	タブレット型コンピュータの配置充実, 全校における高速インターネット接続, 無線LAN化など, 多様化する教育活動に柔軟に対応するためのICT環境の整備を進めます。
59	地域との共汗で取り組む新しい学校づくり(学校統合等)	児童生徒数が減少している地域での「地元主導」による学校統合に関する議論・検討や, 一つの小学校から複数の中学校に進学するなど, 一部地域に存在する複雑な中学校区の解消に向けた検討を行います。
60	大学等との協働による, 教員養成から採用, 研修までの資質向上のための一体的な取組の推進	京都教師塾の取組や大学等との連携を一層推進し, 熱意ある教員の養成, 志高い教員の採用に取り組むとともに, 「京都市教員等の資質の向上に関する指標」に基づき, すべての教職キャリアステージにおいて学び続ける教員を支援するための取組を着実に推進します。

No.	取組名	概要
61	教員が子どもと向き合うことができる環境づくりの推進(事務補助や多様な専門職等との協働による「チーム学校」としての取組, ICT活用等による効率的な研修推進等)	教員の多忙化の解消や子どもと向き合う時間の確保のため, 校務支援員, 部活動指導員や, 小学校専科教員(スクールサポーター)の配置を充実するとともに, 研修映像や優れた授業映像, 授業で活用できる教材等を集約した「総合教材ポータルサイト」の機能向上による研究・研修環境の充実を図ります。
(5) 放課後の子どもたちの居場所づくり		
ア 学童クラブ事業や放課後まなび教室の充実と連動		
62	児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続	登録児童数や昼間留守家庭児童数の動向を見極めながら, 必要に応じて新たな実施場所や職員を確保するなど, 学童クラブ事業の提供体制を確保することにより, 引き続き, 利用希望者全員の受入を行っていきます。
63	学童クラブ事業における実施場所確保	登録児童数の増加等に対応する必要がある学童クラブについて, 学校施設等を活用することにより, 条例で定められた児童一人当たりの面積を確保します。
64	学童クラブ事業未設置学区における機能確保	利用ニーズを見極めながら, 全小学校区で学童クラブ機能の確保に努めていきます。 機能の確保・維持に当たっては, できる限り小学校の校内で実施場所を確保するなど, 利便性や移動の安全性を考慮した充実を図っていきます。
65	児童館等の職員の確保及び資質の向上	児童館等における大学生等職業体験事業の推進など関係団体との連携により新たな職員の確保に努めます。また, 職員の意識向上やスキルアップに関する研修等を継続的に実施することにより, 職員の更なる資質向上を図ります。
66	大学との連携による児童館における学生ボランティアの確保及び広報の充実による学童クラブ事業における介助者の確保	大学との連携や積極的な広報により, 学習支援を行うボランティアや, 学童クラブにおける障害のある児童の介助者の確保を図ります。
67	放課後まなび教室希望児童全員の登録の維持	学校施設を活用し, 地域の方々, PTA, 学生等の参画のもと, 希望者全員の登録を維持し, 子どもたちの学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心安全な居場所」を提供します。
68	学童クラブ事業及び放課後まなび教室が連携した事業の推進	学童クラブ事業及び放課後まなび教室の連携により, 地域の状況を踏まえながら, 行事の相互乗入れ等を推進します。
69	学童クラブ事業及び放課後まなび教室における障害のある子どもの利用推進	学童クラブ事業における介助者の確保などにより, 障害のある子どもも他の子どもと同様に受入を行うとともに, 児童の健全な育成を図ります。
イ 児童の健やかな成長と安心・安全な居場所づくり		
70	乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進	児童館等において中高生世代と赤ちゃんやその保護者などが交流することにより, 子育ての喜びや苦勞を学び, 将来の子育てに対する不安を軽減する等, 中高生世代の健全育成を図ります。
71	中高生世代の居場所づくりと活動の支援	児童館において, 学童クラブ利用児童が帰宅した後の時間帯等で中高生世代向けの取組を行うなど, 中高生世代にとって来館しやすい環境を整えます。

No.	取組名	概要
72	身近な地域の子育て支援施設の連携強化(地域子育て支援ステーション事業)【再掲】	No.18の再掲
73	地域住民との交流の推進	児童館の行事に地域の方が参加いただくだけではなく、地域の行事に児童館が積極的に参加するなど、相互の交流を行うことにより、子どもたちと住民の多様な交流を推進します。
74	京都やんちゃフェスタの実施	すべての子ども、子育て中の家庭を対象に、子どもと家庭に関わる関係団体、企業、学生、行政などが主体となってイベントを開催します。小学生を主な対象とする第1部と、乳幼児親子を主な対象とする第2部で構成します。
75	児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施	文化や芸術に親しむきっかけを生み、その楽しさを知る豊かな感性や人間性を育むことを目的に、児童館等に対し、伝統芸能・伝統文化・舞台芸術及び美術造形分野における、京都で活躍する一流の芸術家を派遣し、レクチャー、実演鑑賞、実技体験等を行います。
(6) 思春期保健		
こころとからだの健康づくりと次世代をはぐくむ意識づくりの促進		
76	中学校・高等学校等における思春期健康教育の推進	区役所・支所子どもはぐくみ室の職員による中学校・高等学校等での妊娠・出産・子育てに関する体験を組み込んだ健康教育の実施や、学校の授業における子どもの発達に応じた性教育の充実を通して、思春期の若者が子育てをはじめとした将来のライフデザインをより確かなものとし、次世代を担う意識の醸成を図ります。
77	大学生や青年期の若者等を対象とした妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	近い将来に妊娠・出産・子育てという親としての役割を控えている大学生や青年期の若者等が、自身の希望する時期に妊娠・出産を迎えられるなど、将来のライフデザインを実現できるよう、正しい知識の普及啓発に取り組みます。
78	乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進【再掲】	No.70の再掲
(7) 若者の自己成長と社会参加		
ア 多様なライフデザイン形成への支援		
79	キャリア教育や異世代・多文化交流をはじめとした社会体験の実施	就労体験をはじめとしたキャリア教育を行うとともに、異世代・多文化交流を通じて新たな価値観を身に付けることにより、若者が社会的・職業的に自立する力の醸成を図ります。
80	若手アーティストの支援	若い芸術家の成長を支えてきた京都芸術センターの機能強化、活動の充実に取り組むとともに、「京都市文化特別奨励制度」の一層効果的な運用を引き続き実施します。 また、東山アーティスト・プレイスメント・サービス(HAPS)等により、若手芸術家が京都で居住・制作・発表していくための支援を行うことにより、まちの活力につなげます。
81	「20歳」を社会全体で祝う取組の拡充や「18歳」に成人の自覚を促す取組の実施	これまでの成人式について、20歳に達した青年の門出を市民全体で祝い励ます取組として充実を図ります。また、令和4年の成年年齢の引き下げに伴い、18歳に対して、学校や地域との連携のもと、成人の自覚を促す取組を実施します。

No.	取組名	概要
82	若者同士が交流し、情報共有できる機会の提供	青少年活動センターにおいて、若者同士が交流し、体験・参加活動情報等を共有できる機会を提供することにより、若者が様々な分野に挑戦するきっかけづくりを行います。
83	若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進	様々な困難を抱える若者が社会で孤立しないよう、青少年活動センター等において、他の若者や大人との交流を図りながら安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。
84	気軽な悩みや新たな挑戦を行いたい若者に応える相談支援の推進	様々な不安や困難を抱える若者はもとより、気軽な悩みを持つ若者や新たな挑戦を行おうとする若者も対象に、地域の身近な場所で相談場所を確保するなどの支援を推進します。
85	青少年活動センターによるアウトリーチ手法を活用した事業の推進	青少年活動センターで展開している事業をより身近な場所で実施するため、地域に出向くアウトリーチ手法を活用した事業を推進します。
イ 若者が持つ多様な力をいかした社会づくり		
86	若者の地域交流事業の推進	青少年活動センターが地域と若者を結ぶ拠点として、若者が地域と交流できる事業を展開するなど、若者が地域に入りやすい環境づくり等を行います。
87	若者のボランティア活動の促進	若者が自主的な活動を通じて社会を形成する主体であることを認識し、喜びや楽しみを感じるきっかけとなるよう、青少年活動センターにおけるボランティア事業等により、若者のボランティア活動を促進します。
88	若者の意見を市政に反映する機会の提供	若者が市政をはじめとした社会への参加意識を高めるとともに、市政においても若者の視点と意見を反映させることで、施策をより充実したものとするため、若者の意見を市政に反映する機会を提供します。
89	審議会等への青少年の更なる参加促進	若者の社会参加を促進し、若者の成長と自立を支援するため、関係部局への働きかけを行うことにより、審議会等への青少年の参加を促進します。
90	若者文化の発信	子どもからお年寄りまであらゆる世代の方々に若者文化を発信することにより、異世代に若者文化の理解を深めていただくとともに、若者の持つ多様な感性が自主的活動として発揮されるよう支援を行います。

No.	取組名	概要
2 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援		
(1) 貧困家庭の子ども・若者への支援		
ア 子どもや若者への生活・学習・社会体験の推進		
91	地域や民間団体による子ども食堂など子どもの居場所づくりの取組への支援	子ども食堂をはじめ、地域の大人や社会との関わりの中で、安心して過ごせるとともに、孤立の防止につながる子どもの居場所づくりについて、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施します。
92	生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施	様々な事情で高校進学に課題を抱える中学生等に対して学習会を開催し、子どもへの学習支援とともに、ボランティアとの交流を通じて自己肯定感を高めていけるよう、他者との良好な関係の中で安心して過ごせる居場所づくり支援を実施します。
93	学力向上に向けた取組の推進(小中一貫学習支援プログラム・少人数教育・未来型教育モデルの推進等)【再掲】	No.48の再掲
94	社会的・職業的自立に向けた生き方探究教育の推進【再掲】	No.55の再掲
95	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談・支援	スクールカウンセラーの全小・中・高等学校・総合支援学校への配置、スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置等により、児童生徒の健やかな学び・育ちの保障に向けた指導・支援の充実を図ります。
96	文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業	文化芸術による共生社会の実現に向け、福祉施設等が文化芸術の取組に着手しようとする際の相談窓口の設置、運営など、文化芸術により社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会を実現するための基盤づくりに取り組みます。
97	児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施【再掲】	No.75の再掲
98	若者が安心して過ごせる居場所づくりの推進【再掲】	No.83の再掲
99	若者サポートステーションでの取組の推進【再掲】	No.131の再掲
イ 家庭への子育て・経済・就労支援の推進		
100	医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進【再掲】	No.3の再掲
101	ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援【再掲】	No.143の再掲
102	子育て家庭が気軽に相談できる環境づくりの推進	貧困等の困難を抱える家庭の子育ての不安や負担を軽減するため、健診や家庭訪問の実施、つどいの広場等の身近な地域における居場所づくりの促進により、気軽に相談できる環境を整えるとともに、支援者が必要に応じて情報提供や助言を行います。
103	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施【再掲】	No.33の再掲

No.	取組名	概要
104	就学援助費の支給	経済的な理由により、市立小・中学校への就学に要する費用の負担が困難な保護者に対し、学用品費や給食費等の援助を推進します。
105	子育て世帯を対象とした市営住宅優先入居	子育て世帯が市営住宅に優先的に入居できるよう、一定の戸数枠を設けて入居者の募集・選考を行います。
ウ 地域、関係機関、企業等との連携による貧困家庭等を支える環境づくりの推進		
106	食料品等を届けることを通じ必要な支援につなげる取組の検討	貧困等の課題を抱える家庭に対して、食料品等を届けることを通じて必要な支援につなぐ仕組みの構築について検討します。
107	困難を抱える家庭に係る地域、関係機関、企業等と連携した情報共有の強化ときめ細かな情報提供	区役所・学校等をはじめとする関係機関間の情報共有・連携の更なる強化を行い、地域課題を把握・分析しながら、困難を抱える家庭への支援にいかすとともに、自立支援に繋げるため、支援を必要とする方に必要な情報をきめ細かに提供します。
108	京都市はぐくみ未来応援事業の推進	様々な事業体験や寄付をしたいと思っている市民や企業と子ども・若者をつなぎ、市民・地域ぐるみで子どもや若者を支えていくまちづくりを推進します。
(2) 児童虐待対策・少年非行対策、社会的養育の推進		
ア 児童虐待対策の推進		
109	地域で子育てする世帯を支える区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上	子育てに課題や困りを抱えた家庭に対し、的確に対応できるよう、児童虐待を含めた子どもや子育てに係る家庭相談全般に関する職員研修の充実等により、専門性の向上を図ります。
110	児童相談所の専門性の向上と体制強化	児童福祉司へは、法定研修のほか事例検討など充実した研修体制を設けるほか、弁護士委託による法的対応力向上等、専門性の向上を図ります。また、国の方針を踏まえ、児童福祉司等の適正な配置について検討し、状況に応じた体制の強化を図ります。
111	子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応	初期対応(調査含む)については子ども虐待防止アクティブチーム(初期対応班)が迅速に対応し、その後、施設入所の場合は子ども虐待等ケアチーム(心理支援係)、在宅支援を継続する場合は地域班が引き継ぐことにより、組織的な判断のもと系統的な対応を行います。
112	保護者支援、家族再統合の取組の充実	児童相談所による直接支援だけでなく、保護者カウンセリングや、虐待に至る親の回復を支える「MY TREE ペアレンツ・プログラム」等、保護者支援及び家族再統合の取組を推進します。
113	児童相談所と警察、学校や地域の関係機関等との連携強化	児童相談所において、警察との協定に基づく情報共有や、学校・保育所等の児童の所属機関との定期的な情報交換・情報共有を実施するほか、必要な支援につながるよう関係機関との連携強化に向けて取り組みます。
114	要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化	要保護児童(虐待を受けた児童)等の適切な保護及び支援を図るため、関係機関により構成される組織であり、要保護児童及びその保護者に関する情報共有や支援内容について、より深い協議や効果的な連携が可能となるよう運営を行います。

No.	取組名	概要
115	児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と協働した街頭啓発等の実施	様々な媒体を利用した広報啓発活動を行うことにより、児童虐待及びその防止の重要性に対する市民の意識の向上を図り、子どもを守り育てる社会の形成に寄与します。
116	母子生活支援施設の活用	母子が生活を共にしながら支援を受けることができる施設として、増加するDV被害等により保護が必要な母子に対して、安全で安心できる生活の場を提供します。
イ 少年非行対策の推進		
117	若者を非行から守る活動や社会を明るくする運動などの地域の団体の取組の支援	若者の非行防止及び地域の環境浄化活動に取り組む青少年育成団体への支援を行うことにより、若者を非行から守る活動等を促進します。
118	非行少年立ち直り支援プログラムの推進	京都府の「立ち直り支援チーム」や関係機関と連携し、青少年活動センターにおけるボランティア活動等の支援プログラムの実施を通じて、非行少年の立ち直りを支援します。
119	京都府警察(少年サポートセンター)で行う相談	京都府警察(少年サポートセンター)において、非行問題や犯罪被害等の少年に関する各種相談を実施するとともに、子ども・若者支援地域協議会の一員として、様々な悩みや課題を有する子ども・若者に対する支援を行います。
120	全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施	少年の非行防止を図るため、京都府警の警察官又は警察OBを講師とする非行防止教室の全小・中・高等学校での実施や、薬物乱用の有害性・危険性に関する指導の充実に向け、本市独自の「薬物乱用防止教育スタンダード」の作成や、警察官や学校薬剤師等の外部講師による「薬物乱用防止教室」の全小・中・高等学校で実施と実施学年の拡大を図ります。
ウ 社会的養育の推進		
121	すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置	充実した里親支援を行うため、措置費加算を活用し、本市が所管するすべての児童養護施設(7箇所)及び乳児院(2箇所)に里親支援専門相談員を配置します。
122	里親・ファミリーホームへの支援の推進(相談・研修の実施、ボランティア・レスパイトケアの受入等)	児童相談所、本市所管の児童養護施設及び乳児院に配置している里親支援専門相談員及び里親制度の普及啓発や相談支援を担う里親支援機関それぞれによる支援のほか、3者で構成する里親支援連絡会においても、全市的な里親支援を実施します。
123	ファミリーホームの設置推進(里親等による開設の検討・実施)	運営の安定化のため、国に対して財政措置の要望を行うとともに、本市における設置推進の取組について検討・実施します。
124	乳児院・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換と小規模かつ地域分散化の推進	乳児院・児童養護施設等における新たな職員の配置等により支援体制の充実を図るほか、より家庭に近い生活環境とするために、生活単位の小規模化(ユニット化)や、地域に設置したグループホームにおける手厚い養育を実施します。
125	児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実(訪問相談、交流事業の実施等)	里親等や社会的養護関係施設等に措置委託されている者に対し、個々の状況に応じて、社会的自立のために必要な支援を実施することにより、将来の自立に結びつけます。

No.	取組名	概要
126	専門職員の配置推進(措置費加算等の活用)	虐待等の経験から心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、専門性の高いケアが必要となるため、措置費や本市単費の加算等を活用した専門職員の配置を進めます。
(3) 困難を有する若者への支援		
ア 早期発見と横断的な支援の推進		
127	「切れ目ない支援」の実現に向けたひきこもり支援の充実	寄り添い型、見守り型の支援を基に、ひきこもり支援を充実します。
128	子ども・若者総合相談窓口での相談活動の充実と推進	30代までのための総合相談窓口として、相談員が社会参加に向けた悩みや相談に対応し、支援機関の紹介、情報提供、助言を行います。
129	子ども・若者支援育成強調月間における集中的な広報の推進	子ども・若者育成支援強調月間である11月に、市民しんぶんでの事業紹介や当事者及びその家族、支援者等を対象とした講演会の開催など広報啓発活動に集中的に取り組みます。
130	子ども・若者相談のしおり(中学生のあなたへ、高校生のあなたへ)の配布	進路未決定状態での卒業・中退や将来的なつまずきにより支援が必要となった場合等に、早期に継続的な相談・支援が行えるよう、全市立中学校3年生や全市立高等学校1年生等に、子ども・若者相談のしおりを配布します。
131	若者サポートステーションでの取組の推進	就労の意思はあるものの、様々な課題を抱えている15歳～39歳までの若者の職業的自立を支援するため、相談事業をはじめ、職業体験や就職セミナー等の支援プログラムの提供など、個別継続的な支援を行います。
イ 地域・民間団体との連携による支援の強化		
132	NPO等民間団体子ども・若者支援促進事業の助成	社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の社会参加及び社会的自立を促進することなどを目的として、NPO等民間団体の実施する子ども・若者の社会的自立に向けた新規・充実事業に助成を行います。
133	関係機関と連携した子ども・若者総合支援の周知拡大	各種媒体により、事業や総合相談窓口の周知に努めるとともに、地域における相談支援活動や家庭訪問等に関わっていただく方々への周知や学校等と連携した早期の情報提供を行います。
134	子ども・若者総合支援事業研修の実施	社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者の支援に携わる支援者の資質向上、支援機関間での活動情報の共有及び連携強化を目的とし、子ども・若者支援地域協議会の構成機関及びNPO等民間団体に所属する支援者を対象に、実効性のある研修会を開催します。
135	子ども・若者支援地域協議会における取組の推進	子ども・若者の支援を行う様々な分野(教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等)の関係機関が密接に連携して総合的に対応するための仕組みとして、引き続き支援ネットワークの強化に取り組みます。

No.	取組名	概要
(4) 障害のある子どもへの支援		
ア 早期発見・早期支援		
136	関係機関との連携による 早期発見・早期支援	子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。
137	身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進	特性や状況に応じた支援を早期に受けられるよう、児童発達支援事業所の設置や区役所・支所単位での総量規制の導入による放課後等デイサービスの地域偏在解消、保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。
イ 特性や状況に応じた支援の提供		
138	重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討	医療的ケア児が必要とする支援の提供につながる仕組みづくりについて、福祉・保健・医療・教育等の関係者による協議の場を設置し、検討します。 重症心身障害児等が安心して通所できる事業所の設置促進をはじめ、技術習得に係る職員研修の受講促進に努めます。
139	様々な障害や特性に応じた支援体制の充実	発達障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。 また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。
ウ 相談・支援・連携体制の強化		
140	障害児相談支援の充実	区役所・支所子どもはぐくみ室や児童福祉センター等における相談体制の充実を図ります。 また、サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ、障害児相談支援の拡充を進め、適切なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。
141	教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進	保育園(所)・幼稚園等と児童発達支援センター等との連携や、放課後等デイサービスと児童館、学校との連携等、就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう、仕組みづくりを行います。
エ 一人一人のニーズに応じた教育の推進		
142	インクルーシブ教育の理念に基づく一人一人のニーズに応じた教育の推進【再掲】	No.49の再掲

No.	取組名	概要
(5)ひとり親家庭支援		
ア 子育てを支える生活支援・相談・居場所づくり, 学習支援の推進		
生活支援・相談・居場所づくり		
143	ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心としたひとり親家庭支援	ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」を中心に、ひとり親家庭や寡婦の方の福祉の向上を図り、自立を支援するため、生活の安定や就労、家庭や子どもについての相談に応じたり、講習会などの各種事業を総合的に実施します。
144	子育て支援短期利用事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の実施	ショートステイ(保護者の疾病、看護、事故、災害などにより、家庭での養育が一時的に困難となった児童を一定期間養育)や、トワイライトステイ(仕事の都合などで帰宅が一時的に遅くなり、児童に対する生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、その児童を預かる)を推進します。
145	母子生活支援施設における支援	母親の経済的・精神的自立と子どもの健やかな成長を生活を通して支えるため、施設入所の措置等の支援を実施します。
146	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親家庭や寡婦の方が、就職活動等の自立促進のために必要な事由や疾病、冠婚葬祭等で一時的に家事、育児が困難な場合に、家庭生活支援員の派遣等により家事援助や保育サービス等の日常生活を支援します。
147	ひとり親世帯を対象とした市営住宅優先入居	ひとり親家庭(扶養している児童がいる世帯)が市営住宅に優先的に入居できるよう、一定の戸数枠を設けて入居者の募集・選考を行います。
148	ひとり親家庭支援に関する情報発信・広報の実施	ひとり親家庭応援パンフレット等の広報物をはじめ、ホームページ等のインターネットメディアを活用した周知を行うことにより、効果的な情報発信・広報を実施します。
学習支援		
149	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施	ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の親に扶養されている20歳未満の児童が、高卒認定試験合格のための講座を修了したとき及び合格したときに、受講費用の一部を支給します。
150	生活困窮世帯の子ども等に対する学習支援の実施【再掲】	No.92の再掲
イ 生活の基盤を支える就労支援, 経済的支援の推進		
就労支援		
151	保育所待機児童ゼロの継続【再掲】	No.24の再掲
152	児童館等における学童クラブ事業の待機児童ゼロの継続【再掲】	No.62の再掲
153	高等職業訓練促進給付金等事業の実施	ひとり親家庭の親が、1年以上のカリキュラムの受講を必要とする看護師等の対象資格を取得するため、専門学校等で修学している場合、修業期間中や修了後に給付金を支給します。
154	自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の親が、厚生労働大臣指定講座等を受講し、修了した場合に、支払った入学金及び受講料の一部を支給します。

No.	取組名	概要
	経済的支援	
155	幼稚園及び保育園等に対する多子世帯やひとり親世帯に対する利用者負担額の軽減	幼稚園及び保育園等の満3歳から5歳児については幼児教育・保育の無償化により、保育園等の0歳～2歳児については、引き続き、多子世帯やひとり親世帯等の利用者負担額の軽減又は免除により、保護者負担の軽減を図ります。
156	児童扶養手当の支給	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童の母又は父や、父又は母が身体等に障害のある児童の母又は父、母又は父にかわってその児童を養育している人に対し、手当を支給します。
157	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の親等に対し、就業に必要な知識技能の習得や児童の修学に係る費用等の資金を貸し付けます。
158	ひとり親家庭医療費の支給	母子家庭の母、父子家庭の父と児童又は両親のいない児童などが、医療機関を受診した際に、窓口で支払う医療費(健康保険の自己負担額)を助成します。

No.	取組名	概要
	3 子ども・若者とその家庭をみんなで支え・はぐくむ社会	
	(1) 次代を担う子ども・若者をはぐくむ地域共生社会の推進	
	子ども・若者を支える支援ネットワークの充実	
159	「京都市はぐくみ憲章」の啓発・実践推進	子どもを健やかに育むための市民共通の行動規範である「京都市はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」の理念が市民生活の隅々まで浸透するよう、普及・啓発を促進し、市民ぐるみ・地域ぐるみでの実践行動を促します。
160	京都市はぐくみネットワークによる地域に根差した活動の一層の推進	子どもの健全育成に関わる団体をはじめ幅広い分野から100を超える幹事団体が参画し、「京都市はぐくみ憲章」の理念のもと、子どもを取り巻く様々な課題の解決のための研修会や情報発信を展開します。 さらに、13の行政区・地域に組織されている実行委員会が地域に根差した取組や啓発活動等を実施します。
161	児童福祉センターやこどもみらい館等の中核施設の連携強化及び機能強化	児童福祉センター、第二児童福祉センター、こどもみらい館、こども相談センターパトナ、京(みやこ)あんしんこども館等、全市レベルでの支援を展開する子育て支援の中核機関がそれぞれの専門的な機能を活かしながら相互の連携を強化することにより、更に効果的・効率的に事業を推進します。
162	区役所・支所子どもはぐくみ室の機能強化(子育て支援コンシェルジュ機能の更なる活用等)	子どもに関する総合案内窓口として、保健と福祉の垣根を越え、切れ目のない支援や質の高い窓口サービスを提供し、「子育て支援コンシェルジュ」の役割を担います。
163	～地域で支える～すくすく子育て応援事業の充実	地域の子育て応援者(民生児童委員等)が、子育て家庭に子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じ、地域の子育てサロンやつどいの広場等への参加を促します。さらに、区役所・支所子どもはぐくみ室をはじめとした行政機関と子育て応援者が密接に連携することにより、行政の持つ各種施策の活用につなげ、虐待の未然防止・早期発見を図ります。
164	若者の地域交流事業の推進【再掲】	No.86の再掲
165	地域に開かれた施設運営の一層の推進(幼稚園、保育園、認定こども園等)【再掲】	No.17の再掲
166	身近な地域の子育て支援施設の連携強化(地域子育て支援ステーション事業)【再掲】	No.18の再掲
167	学校運営協議会の設置拡大と取組の充実	京都方式による学校運営協議会の設置、また小中合同学校運営協議会の設置の更なる拡大を推進するとともに、保護者・地域の方々と協働しながら、学校運営協議会の取組の一層の充実を図ります。
168	PTA、おやじの会による子どもの健全育成のためのイベントや研修会の実施	PTAやおやじの会が、催しや研修会などを通して、子どもの健全育成を図るとともに、子育てに関わる者同士の交流を深め、子どもたちの健やかな育ちを支援するネットワークの活性化を図ります。

No.	取組名	概要
169	地域の見守り活動など、地域ぐるみによる歩行空間の安心・安全の確保	地域ぐるみでの子どもたちの見守りや交通指導等を推進します。また、子どもの移動路等の安全確保についても、警察署、土木事務所などの関係機関とも連携しながら対策を推進します。
170	文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業【再掲】	No.96の再掲
171	京都市外国籍市民総合相談窓口における、外国籍の子ども・若者や子育て家庭に関する相談に対する適切な情報提供などの支援	京都で暮らす外国籍市民の方が、出産・子育て・子どもの教育・雇用・医療・福祉・在留手続等に係る相談事が生じた際に、適切な窓口に迅速に到達することができるよう、京都市国際交流会館において、相談業務を実施します。
172	多文化共生に向けた取組の推進(学校における日本語指導等)【再掲】	No.56の再掲
(2)親育ち促進		
ア 親として学び、育ち合う取組の推進		
173	乳幼児と中高生世代等との触れ合い体験の取組の推進【再掲】	No.70の再掲
174	「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践・推進	親自身が「親」としての心構えや必要な知識・技術等を子どもの発育・発達段階に応じて身につけるプログラムを展開し、親育ちや仲間づくりにつなげます。
イ 子育ての楽しさ、素晴らしさを感じることができる環境づくり		
175	新生児等訪問指導事業(こんにちは赤ちゃん事業)の実施【再掲】	No.10の再掲
176	家庭訪問による継続的個別支援の充実	妊娠や子育てに対して不安を抱えているなど、支援を必要とする家庭を対象に、区役所・支所子どもはぐくみ室の職員が、家庭訪問をはじめとした相談対応や、必要な子育て支援施策へのつながりを通して、個々の子育て家庭の状況に応じた継続的な支援に取り組みます。
177	子育て支援機関による子育て相談事業の推進	児童福祉センター、こどもみらい館、京(みやこ)あんしんこども館、区役所・支所子どもはぐくみ室、幼稚園、保育園(所)、認定こども園、児童館、子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)など、子育て支援機関による子育て相談事業を推進します。
178	地域や関係機関との協働による「子育て応援」に資する情報発信	京都はぐくみネットワークをはじめとする地域や関係機関と協働し、子育て応援につながるアイデアを募るとともに、子育てに関して特色のある実践活動を行っている団体等を表彰するなど、市民・地域ぐるみで子育ての楽しさ・素晴らしさを積極的かつ継続的に発信します。
179	京都はぐくみアプリ等の子育て支援情報発信事業の充実	子育て支援施策の情報や相談窓口など子育てに必要な情報を提供することにより、子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境を整備します。また、Webサイトやスマートフォンアプリの活用により、外出時に必要な設備のある施設の案内や、イベント情報のリアルタイム発信など、より利便性を高めた子育て関連の情報発信を行い、情報を得やすい環境を整備します。

No.	取組名	概要
(3)「真のワーク・ライフ・バランス」の促進		
ア 京都ならではの市民力、地域力、文化力をいかした地域活動や文化・芸術振興の推進		
180	京都ならではの伝統文化教育など、「ほんもの」の文化・芸術に触れる機会の創出	すべての小・中・高等学校における茶道・華道体験の機会創出(小・中は令和3年度全校実施)や、和装・能楽などの専門家派遣による京都に息づく伝統文化等に触れる活動の充実を図り、わが国の伝統と文化を理解し、それらを尊重する態度を育成します。 また、「ほんもの」の魅力が伝わる場所、伝統的な和の空間(能楽堂、寺院、神社等)や、美術館・コンサートホール等で、子どもたちが文化芸術の公演を鑑賞する機会を創出します。
181	京の年中行事など、季節・生活・まちを彩る暮らしの文化に触れる機会の充実	町家等を活用した茶道、華道、香道等の文化を体験する機会の創出や、食文化をはじめとする京都ならではの衣食住の習慣や年中行事等を継承する取組等、文化芸術と暮らしを結び付ける取組を実施します。
182	児童館等における文化芸術・社会体験事業の実施【再掲】	No.75の再掲
183	若者の地域交流事業の推進【再掲】	No.86の再掲
184	若者のボランティア活動の促進【再掲】	No.87の再掲
イ 柔軟で多様な働き方の実現に向けた取組支援		
185	「働き方改革」に取り組む企業等の先進事例の収集及び波及・浸透	企業等が主体的に「働き方改革」に取り組む後押しをするべく、各種媒体やウェブサイトを通じて、先進事例や特色のある取組を「見える化」し、他の企業等に波及・浸透させます。
186	子育て支援施設の働き方改革の推進	職員が個々の事情に応じて多様で柔軟な働き方を選択できるように、子育て支援施設に対し、職員の意識改革やワーク・ライフ・バランスの推進等の取組を積極的に行っていくよう働きかけていきます。また、子育て支援サービスの質の確保及び子どもたちの健全育成のため、保護者や関係団体と一体となって、必要に応じた適切なサービス利用を促していきます。
187	地域・保護者と共に進める、学校・幼稚園の働き方改革の推進	京都市PTA連絡協議会・各校園長会と教育委員会が連名で策定した「学校・幼稚園の働き方改革推進宣言」を踏まえ、地域や保護者の方の理解・協力のもとで、一層の学校の働き方改革を推進します。
188	「真のワーク・ライフ・バランス」実践のための情報発信の充実	「真のワーク・ライフ・バランス」の理念の普及や実践の促進を図るべく、市民全体の意識の醸成、柔軟な働き方が実現できる労働環境の整備など様々な段階についての具体例やエピソード等を、市民や企業に向けて、各種媒体やウェブサイトを通じて発信します。